

株 主 各 位

横浜市港北区榊町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 佐藤 和己

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さい
ますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができま
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使
書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月15日(月曜日)午後5時
30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月16日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 横浜市港北区榊町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル6階大ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件
 - 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
 - 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針承認の件

以上
なお、株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、「株主様との懇談会」を株主総会会場にて開催する予定といたしておりますので、株主総会と合わせてご出席下さいますようお願い申し上げます。

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を必ず会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yorozu-corp.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎今回より株主総会決議ご通知の発送を取り止め、上記ウェブサイトに掲載する予定であります。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

I. ヨロズグループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が、2008年9月の米大手証券会社の破綻をきっかけに実体経済にも波及し、百年に一度とも言われる世界同時不況に至っております。こうした中、日本においては円高に伴う輸出の大幅減少を主因として鋳工業生産は過去最大の落ち込みを記録し、企業業績は製造業を中心に急速に悪化いたしました。

自動車業界におきましては、国内生産は前半では国内市場の不振を輸出増で補い好調に推移しましたが、後半は海外市場・国内市場の悪化を受け急速に減少しました。

海外におきましても、当社の主要得意先である日系メーカーの現地生産及び販売は前半では増加基調で推移しましたが、後半は欧米のみならず、中国を除くアジア・中南米等の新興国でも生産・販売共に急減速となりました。

このような状況下におきまして、当社及び連結子会社（以下、ヨロズグループという）は、日系メーカー11社及びGMなどと取引を有する独立系サスペンションの専門メーカーとして拡販に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、第4四半期における得意先の生産調整に伴う日本及び北米での売上高の大幅な減少により、総売上高は前年度に比べ5.2%減の112,658百万円となりました。

利益面では、この売上高減少の影響により営業利益は前年度に比べ17.6%減の6,374百万円となりました。経常利益は営業外損益において、前年度は為替差損を計上しましたが、当連結会計年度は為替差益の計上となったため、前年度に比べ15.6%増の7,468百万円となりました。また、当期純利益は前年度には土地売却による特別利益等がありましたが、当連結会計年度には米国子会社の閉鎖や有価証券の評価に伴う減損損失等を計上したことにより40.8%減の3,194百万円となりました。

所在地別セグメントの業績につきましては、

(1) 日本

2008年第4四半期以降の急激な販売台数の下落を受け、主要得意先であります日産自動車を始め各自動車メーカー向けの部品売上の減少、また新規立上がり車種が少なかったことで金型・設備売上が減少し、売上高は前年度に比べ15.4%減の41,903百万円となり、営業利益は同じく67.2%減の901百万

円となりました。また当期において特筆されるのは、ダイハツより品質優秀賞を、マツダより取引先優秀賞を受賞いたしました。

(2) 北米

日本と同様に第4四半期以降の急激な販売台数の下落により、売上高は前年度比10.7%減の51,037百万円となり、営業利益は同30.2%減の1,284百万円となりました。北米では固定費の削減及び生産の効率化のためにヨロズオートモーティブミシシッピ社（YAM）を閉鎖いたしました。また当期においては、北米最大の拠点でありますヨロズオートモーティブテネシー社（YAT）は、米国トヨタへの納入を5月より開始いたしました。また、品質面においてもヨロズオートモーティブノースアメリカ社（YANA）は、米国スバルより品質・納入賞を受賞いたしました。ヨロズメヒカーナ社（YME X）は、メキシコ日産より品質賞を、メキシコホンダより品質最優良賞を受賞いたしました。

(3) アジア

タイでは第4四半期後半以降、販売台数の下落が続いておりますが、全体としてはアジアでの売上高は、中国・タイの自動車生産が堅調に推移した結果、前年度比20.2%増の25,597百万円となりました。営業利益は同3.9%増の3,921百万円となりました。

广州萬宝井汽車部件有限公司（YBM）は、堅調な生産を続ける東風日産及び広州ホンダから新規受注した結果、順調に売上を伸ばしております。

またヨロズタイランド社（YTC）が、クボタよりトラクター用部品を受注いたしました。更に今後は各客先で生産増が期待される小型乗用車部品を受注し今後納入を予定しております。なお、品質面ではYTCは、高い品質管理水準に到達した部品会社に与えられるQ1認証を、AAT（フォードとマツダの合弁会社）より取得いたしました。

2. 対処すべき課題

現在、世界の自動車産業は、かつて無い深刻な経済危機の中、厳しい経営環境に直面し、経営構造の改革や企業の再編などの大きな変革の時期にさしかかっております。また、その危機を乗り越えた後の自動車産業には、これまでたどった路線ではなく、地球温暖化やエネルギー問題に適応する燃費効率の大幅な向上や新興国における大きな潜在需要を掘り起こす超低価格車の開発といった、自動車の開発及び製造技術における大きな変革も求められております。その中でヨロズグループは、この変革の時期を乗り越え、回復後の成長に向けての経営基盤の強化が、重要な課題であると認識しております。

ヨロズグループは、中期ビジョンに「小粒な会社でも、グローバル規模のエクセレントカンパニー」を掲げ、世界中の既存及び新規の顧客に、「S：安全第一」「Q：世界同一品質の確保」「C：国際価格競争力の強化」「D：グローバル供給体制」「D：開発力の強化」において十分満足していただくとともに、

燃費効率の向上の為に軽量化技術や超低価格車に適應できる革新的な固有技術を開発し、競争力ある企業ブランドの確立を目指しております。

ヨロズグループの今後の主要な取組み課題は、次の3項目であります。

(1) 経営（体質）改革の2本柱（生産革命とマネジメント革命）の推進

「最大の効率と、徹底したミニマムコスト」をスローガンに掲げ、モノ造りの革新による徹底したミニマムコストを図るとともに、教育の革新によりマネジメント力を向上させ、この経営環境の急変に柔軟に適應できる経営体質の確立で、経営改革の2本柱である生産革命とマネジメント革命の達成を目指します。

(2) 技術開発の推進と提案

これまでヨロズグループが蓄積してきた固有技術を更に進化させ、燃費効率の高い車や超低価格車のニーズに合った、革新的な技術を開発し、世界中の顧客へ積極的に提案してまいります。

(3) グローバル供給能力の更なる強化

新興国を成長市場と捉え、新興国での生産と供給能力を構築するための投資機会を開拓し、グローバル供給能力の更なる拡充を図ります。

更には、これらの活動を支える人材の育成が今後も不可欠と考え、グローバルに適應できる人材育成の仕組みをより充実させ、ヨロズグループ全体でその運用を図り、文字通り、ヨロズグループの人財となる人づくりを推進してまいります。

3. 設備投資等の状況

ヨロズグループ全体では、総額5,080百万円の設備投資を実施いたしております。しかしながら世界的な経済危機に際し、一般投資は不急案件に対しては「ゼロ」ベースでの見直しを行い、投資を抑制しております。

内訳といたしましては、日本では、主として新車展開のため2,870百万円の設備投資を行いました。北米におきましては、開発力強化のためヨロズアメリカ社（Y A）に新解析システムの導入を行い、新車の展開と合わせて855百万円の設備投資を行いました。アジアにおきましては、タイで金型・設備の開発力強化のためC A Dシステムの増強を行い、新車の展開と合わせて、アジア全体で1,355百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度においてヨロズグループは、外部からの長期資金の調達は行っておりません。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 61 期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	第 62 期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第 63 期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第 64 期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売 上 高	109,642百万円	119,310百万円	118,784百万円	112,658百万円
当 期 純 利 益	2,395百万円	3,035百万円	5,392百万円	3,194百万円
1株当たり当期純利益	157.90円	204.32円	361.83円	187.85円
総 資 産	76,855百万円	79,096百万円	85,843百万円	64,608百万円
純 資 産	24,287百万円	32,763百万円	43,621百万円	35,306百万円
1株当たり純資産	1,631.64円	1,919.30円	2,166.22円	1,725.05円

(注) 1. 第61期において、国内子会社(株)ヨロズ愛知を連結対象会社に追加いたしました。

2. 純資産額の算定にあたり、第62期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	400百 万 円	82.00% (5.00%)	自動車部品製造
株式会社ヨロズサービス	10百 万 円	100.00%	保険代理業・貸金業 人材派遣・業務請負他
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百 万 円	100.00%	生産設備製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	122百万米ドル	100.00%	自動車部品開発及び 北米事業統括
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブミシシッピ社	10百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造 (注1)
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	291百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	1,800百万泰バツ	90.00%	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰バツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州萬宝井汽車部件有限公司	189百万人民币元	51.00%	自動車部品製造

(注1) ヨロズオートモーティブミシシッピ社(YAM)は、客先需要の大幅な変動に対応するため昨年10月に操業を休止し、ヨロズグループとしての固定費の削減と生産の効率化のため、12月末までに全ての生産をヨロズオートモーティブテネシー社(YAT)へ移管いたしました。なおYAMは昨今の事業環境を鑑み、平成21年度中に解散し清算する予定であります。

(注2) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

連結子会社は上記の14社であり、当連結会計年度の連結売上高は112,658百万円(前期比5.2%減)、連結当期純利益は3,194百万円(前期比40.8%減)となりました。

11. 主要な事業の内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社14社、関連会社2社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地	備 考
当 社	神奈川県横浜市	所在地には 本社を記載 しております。
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	山形県鶴岡市	
株式会社ヨロズサービス	神奈川県横浜市	
株式会社ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	大分県中津市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	栃木県小山市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	愛知県名古屋	
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州モリソン市	
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	米国ミシガン州ファーミントンヒルズ市	
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州バトルクリーク市	
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	墨国アグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デ・ロス・ロモ市	
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	泰国ラヨン県	
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	泰国ラヨン県	
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国広東省広州市花都区	

13. 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

従 業 員 数（名）	前期末比増減（名）
3,707	228（減）

- （注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員 139名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	2,999
株式会社横浜銀行	1,080
株式会社三菱東京UFJ銀行	505
株式会社三井住友銀行	500
三菱UFJ信託銀行株式会社	336

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループの当連結会計年度におけるGMグループ向け売上高は約200億円（1か月当たり約17億円）であり、連結売上高の18%を占めております。本年に入り需要の減少や同社の生産調整により売上高は1か月当たり約8億円と減少しており、最近の同社への売上債権は約8億円（最小）～約18億円（最大）となっております。当社グループはこの売上債権の回収を确实なものにするため、米国政府（財務省）が発表した米国自動車部品サプライヤー支援プログラムへの参加を申請いたしました。

なお財務報告に係る内部統制について当社グループは、一般に公正妥当と認められる内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用することにより、財務報告の適正性を担保してその信頼性を確保しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 21,455,636株（自己株式4,450,780株を含む）
3. 株 主 総 数 2,954名（前期末比 261名減）
4. 大 株 主

発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は下記のとおりであります。

株 主 名	持 株 数 (千株)	出資比率 (%)	議決権比率 (%)
志 藤 昭 彦	883	4.12	5.20
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	843	3.93	4.96
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	842	3.93	4.96
株 式 会 社 横 浜 銀 行	842	3.93	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	822	3.83	4.84
ス ズ キ 株 式 会 社	800	3.73	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	747	3.48	4.40
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	682	3.18	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	585	2.73	3.44
三 浦 啓 子	517	2.41	3.04

（注） 当社は、自己株式 4,450千株を保有しておりますが、上記表からは除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
◎取締役会長	志 藤 昭 彦	【YGH O統括】 ヨロズ栃木会長、ヨロズ大分会長、ヨロズ愛知 会長、庄内ヨロズ会長、ヨロズエンジニアリング 会長、ヨロズサービス会長
◎取締役社長	佐 藤 和 己	【YGH O品質機能統括兼人事企画機能統括】 ヨロズアメリカ会長、ヨロズオートモーティブテ ネシー会長、ヨロズオートモーティブノースアメ リカ会長、ヨロズオートモーティブミシシッピ会 長、ヨロズメヒカーナ会長
取 締 役	別 井 康 夫	【YGH Oアジア事業統括兼生産機能統括】 广州萬宝井汽車部件董事長
○取 締 役	笠 原 充	【YGH O営業機能統括兼調達・生産管理機能統括】 営業部長
○取 締 役	加 藤 規 康	【YGH O経営戦略統括】 経営企画室長
○取 締 役	太 田 暢 二	【YGH O開発・生産技術機能統括】
○取 締 役	ジャック フィリップス	【YGH O北米事業統括】ヨロズアメリカ社長、 ヨロズオートモーティブテネシー社長
監査役(常勤)	宮 原 信 清	
※監 査 役	保 坂 民 男	公認会計士
※監 査 役	横 山 良 和	公認会計士

- (注) 1. ◎印は代表取締役であります。
2. ※印は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. ○印は平成20年6月17日開催の第63回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
4. 監査役保坂民男氏及び横山良和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役宮原信清氏は、ヨロズサービス、ヨロズ大分、ヨロズ栃木、ヨロズ愛知の監査役を兼任しております。
- 上記4社はいずれも当社の子会社であります。
6. 監査役保坂民男氏は、庄内ヨロズ及びヨロズエンジニアリングの監査役を兼任しております。
- 両社とも当社の子会社であります。
7. YGH O (Yorozu Global Headquarters Organization) は、マネジメント革命(機能別グローバルマトリックス組織)を推進するための組織であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 117百万円
監査役 3名 20百万円 (うち社外監査役 2名 8百万円)

- (注)1. 上記の取締役の人員には、平成20年6月17日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
2. 上記の取締役の人員には、無報酬1名を含んでおります。
3. 上記の取締役の支給額には、取締役6名に対する役員賞与支給予定額34百万円を含んでおります。
4. 上記の支給額のほか、取締役10名に対する役員退職慰労引当金繰入額28百万円を当事業年度に計上しております。
5. 上記の支給額のほか、平成20年6月17日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役4名に対して86百万円支給しております。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当する重要な事項はありません。
- (2) 他の会社の社外役員の兼任状況
監査役保坂民男氏は、株式会社東ホーの社外監査役を兼任しております。
- (3) 特定関係事業者との関係
該当する重要な事項はありません。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
該当する契約は締結しておりません。
- (5) 当事業年度における主な活動状況
- ・ 監査役 保坂 民男氏
当事業年度開催の取締役会14回のうち(*)12回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、主に監査役の職務の執行に関する事項について意見を表明しました。
 - ・ 監査役 横山 良和氏
当事業年度開催の取締役会14回のうち(*)9回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、主に監査役の職務の執行に関する事項について意見を表明しました。
- (*) 欠席は、何れも緊急に招集した臨時取締役会であり、定時取締役会には全て出席しております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行した
ことにより新日本有限責任監査法人となっております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当
該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

50百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

14百万円

(注) 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の
監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

内部統制アドバイザリー業務

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある
と判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づ
いて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に諮ることにします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められ
る場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、
監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後
最初に招集される株主総会に報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 1 内部統制基本方針

ヨロズグループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高い企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、平成17年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

ヨロズグループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。

② C S R推進室は、

(ア)コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ)各部署の日常的なコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ)社内通報制度（ヨロズホットライン）の運営を行い、法令遵守ならびに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に執行役員会に報告する。

(エ)「ヨロズ社員行動規範」に基づき、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わない旨、取締役及び使用人に徹底を図る。

③ 内部監査室は、

(ア)コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ)財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

② 情報の保管の場所及び方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書管理規程に定める。

③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 既に制定されている危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。
 - ③ C S R 推進室は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
 - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
 - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、執行役員の業務執行状況を監督する。
 - ④ 執行役員等によって構成される執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社は、当社が制定している「関係会社管理規程」に基づき業務の遂行を行うものとする。
 - ② 当社の子会社の取締役及び使用人は、当社が制定した「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。
 - ③ 各子会社は、コンプライアンス体制を確立するとともに、子会社各社の取締役及び使用人に必要な教育を実施する。
 - ④ C S R 推進室は、子会社のコンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に指導、統括する。
 - ⑤ 内部監査室は、子会社のコンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、短期集中的な監査を要する重大事態が発生した場合は、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上制定し、その規程に定められた事項について定期的に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の情報交換の機会を確保する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

なお、大規模買付とは、当社株式（含む新株予約権付社債）について、その議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付、または結果として議決権割合が20%以上となる買付をいいます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値及び株主共同利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定しました上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

① 中期経営計画に基づく取組み

ヨロズグループは「小粒な会社でもグローバル規模のエクセレントカンパニー」という企業ビジョンを掲げ、世界中のお客様に機能・価格・納期共に満足して頂ける最高の品質を提供し、競争力ある提案型企業として信頼される企業グループの確立を目指す活動を、積極的に進めております。またヨロズグループは、高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高

い企業活動を推進することを、経営の基本としております。

中期的な経営戦略につきましては、「ヨロズサクセスプラン」を策定し、合理化活動（部品原価低減・固定費削減）の推進、グローバル供給体制確立に向けての諸施策の実施を図ってきましたが、現在は百年に一度の経済危機に直面している状況を踏まえ、「最大の効率と徹底したミニマムコスト」を実現すべく収益の改善に注力しております。引き続き「競争力あるヨロズグループへの変革」を掲げて経営改革を進めているところであり、「生産革命」と「マネジメント革命」を経営改革の2本柱と位置づけさらに活動を促進してまいります。

② コーポレートガバナンスの取組み

当社は、経営判断の迅速化を図ると同時に、法令遵守経営が極めて重要なものであると考えており、経営及び業務の全般にわたって透明性を確保することを重要課題としております。また、経営執行の責任と権限の明確化を図るため平成13年6月より執行役員制度を導入しており、執行役員会を毎月開催することにより、経営環境の急激な変化に対応できる体制を敷いております。また、取締役会は定時取締役会を3ヶ月に1回開催するとともに必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置づけております。その他、企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーの満足度を高め、企業価値の増大を目指すために平成17年3月にはCSR推進委員会を設立し、平成18年5月には会社法の施行に伴い内部統制強化のために内部監査室を設けるとともに、内部統制システムを整備し、内部牽制と監視体制を強化しております。なお、平成20年6月にはCSR推進委員会に代えCSR推進室を新設しております。また、会社状況説明会、株主懇談会や決算説明会など、株主の皆様や投資家の方々への情報提供を実施するほか、ホームページに最新の企業情報を開示するなど、透明性の高い経営を目指しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

前記の基本方針に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするためには十分な情報が提供される必要があると考えています。

そこで大規模買付行為に対するルールとして当社株式の大規模買付者に対して、

①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが順守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、これに対する防衛策を導入すべきであると考えます。

そのため当社は、平成20年6月17日開催の当社第63回株主総会において、有効期間を1年間として「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「現対応方針」といいます。）を決議いたしました。

当社は現対応方針について、その後の状況変化等を勘案しつつ、当社の企業価値向上及び株主共同利益の確保・向上の観点から延長するか否かを検討してまいりました結果、平成21年5月12日開催の取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針については本株主総会において株主の皆様にお諮りいたします。

当社は、本対応方針を「会社の支配に関する基本方針及び当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表いたしました。（インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yorozu-corp.co.jp>）に掲載しております。）

- (4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

① 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの設定、大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置、株主・投資家に与える影響等、本対応方針の有効期限、継続及び廃止を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。このように本対応方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為が大規模買付ルールを順守していない場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

当社は、本株主総会において本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認

させていただくため、本対応方針について株主の皆様にご議論としてお諮りいたします。本総会において、本対応方針の決議がなされなかった場合には、本対応方針は速やかに廃止されることになり、その意味で、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様の期待にお応えするために増配を常に念頭におき事業の発展に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。この方針のもと、当期（2008年度）の配当金につきましては、極めて厳しい経営環境下ではございますが、株主の皆様のご支援に報いるために前期（2007年度）の記念配当を普通配当に振り替えて前年と同じ年間16円とさせていただきます。なお、既に8円の間配当を実施済みですので期末配当は8円となります。

今後とも株主の皆様のご支援に報いるため増配を念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、ヨロズグループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

（参考）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,710	流 動 負 債	18,308
現金及び預金	7,921	支 払 手 形	1,532
受 取 手 形	34	買 掛 金	10,402
売 掛 金	11,229	短 期 借 入 金	1,669
有償支給未収入金	1,134	未 払 法 人 税 等	406
た な 卸 資 産	6,816	賞 与 引 当 金	737
繰 延 税 金 資 産	1,175	役 員 賞 与 引 当 金	34
未 収 入 金	811	未 払 消 費 税 等	81
そ の 他	604	未 払 金	814
貸 倒 引 当 金	△ 19	未 払 費 用	1,913
固 定 資 産	34,897	設 備 支 払 手 形	55
有 形 固 定 資 産	29,620	そ の 他	660
建物及び構築物	6,013	固 定 負 債	10,992
機械装置及び運搬具	15,805	新株予約権付社債	4,305
工具器具備品	2,148	長 期 借 入 金	3,750
土 地	2,624	長 期 未 払 金	1,653
建設仮勘定	3,028	繰 延 税 金 負 債	31
無 形 固 定 資 産	93	退 職 給 付 引 当 金	983
投資その他の資産	5,184	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	207
投資有価証券	3,069	そ の 他	59
繰 延 税 金 資 産	1,293	負 債 合 計	29,301
そ の 他	821	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	41,079
		資 本 金	3,472
		資 本 剰 余 金	5,435
		利 益 剰 余 金	36,052
		自 己 株 式	△ 3,881
		評価・換算差額等	△ 11,745
		その他有価証券評価差額金	161
		為替換算調整勘定	△ 11,907
		少 数 株 主 持 分	5,972
		純 資 産 合 計	35,306
資 産 合 計	64,608	負債及び純資産合計	64,608

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	112,658
売上原価	97,530
売上総利益	15,127
販売費及び一般管理費	8,753
営業利益	6,374
営業外収益	
受取利息	187
受取配当金	146
為替差益	875
不動産賃貸料	15
デリバティブ評価益	81
その他	82
計	1,390
営業外費用	
支払利息	280
その他	14
計	295
経常利益	7,468
特別利益	
固定資産売却益	83
受取補償金	134
社債償還益	81
貸倒引当金戻入益	95
その他	65
計	460
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産廃棄損	228
減損損失	1,414
投資有価証券評価損	1,189
その他	17
計	2,851
税金等調整前当期純利益	5,077
法人税、住民税及び事業税	1,660
法人税等調整額	△ 954
少数株主利益	1,177
当期純利益	3,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	3,472	5,435	33,839	△3,880	38,866
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289		△289
当期純利益			3,194		3,194
その他			△692	△0	△692
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,213	△0	2,212
当連結会計年度末残高	3,472	5,435	36,052	△3,881	41,079

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	929	△2,960	△2,030	6,784	43,621
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△289
当期純利益					3,194
その他					△692
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△768	△8,947	△9,715	△811	△10,526
連結会計年度中の変動額合計	△768	△8,947	△9,715	△811	△8,314
当連結会計年度末残高	161	△11,907	△11,745	5,972	35,306

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社の数 14社

② 主要な連結子会社の名称

(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、(株)ヨロズ愛知、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ栃木、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社及び广州萬宝井汽車部件有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

① 主要な非連結子会社の名称

ワイジーエス事業協同組合

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社のワイジーエス事業協同組合は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

ワイジーエス事業協同組合、萬運輸(株)

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社及び广州萬宝井汽車部件有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

② たな卸資産

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

なお、在外連結子会社のうちヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社のたな卸資産については、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社

(i) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

在外連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定額法

(ロ) リース資産

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

一般債権

貸倒実績率による計算額を計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（ヨロズオートモーティブテネシー社については退職給付債務及び年金資産）の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、米国連結子会社については米国会計基準によっております。

また、数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間（１年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により発生年度から償却しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、国内連結子会社及び当社につきましては、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更（会計方針の変更）
会計処理の原則又は手続きの変更

① 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当連結会計年度から適用し、棚卸資産の評価基準については、原価法から原価法（収益の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ106百万円減少しております。

- ② 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を当連結会計年度から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、113百万円を期首の剰余金から減算したことに伴い、利益剰余金が同額減少しております。また、当連結会計年度の経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ12百万円増加しております。

- ③ 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当連結会計年度から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却費の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

7. のれん及び負ののれん償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	(単位：百万円)
建物及び構築物	1,310
機械装置及び運搬具	4,025
工具器具備品	532
土地	432
投資有価証券	1,252
自己株式	706
<u>合 計</u>	<u>8,261</u>

* 担保に供している投資有価証券の内519百万円及び自己株式については、対象債務は全額返済を完了しており、現在質権解除手続き中であります。

担保に係る債務の金額	
短期借入金	500
一年以内返済予定の長期借入金	1,169
長期借入金	3,671
合 計	5,340

2. 有形固定資産の減価償却累計額・・・58,810百万円

(連結損益計算書に関する注記)

当連結会計年度に、有形固定資産に対する減損損失を以下のとおり特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

(株)ヨロズ愛知	408
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	128
ヨロズオートモーティブミシシッピ社	676
ヨロズタイランド社	202
合 計	1,414

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 21,455,636株
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	153百万円	9円	平成20年3月31日	平成20年6月18日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	136百万円	8円	平成20年9月30日	平成20年12月5日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	136百万円	8円	平成21年 3月31日	平成21年 6月2日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式3,491,597株

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,725円05銭
2. 1 株当たり当期純利益	187円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,064	流 動 負 債	13,808
現 金 及 び 預 金	790	支 払 手 形	331
受 取 手 形	3	買 掛 金	6,773
売 掛 金	5,171	短 期 借 入 金	3,262
有 償 支 給 未 収 入 金	2,534	一年以内返済予定の長期借入金	1,169
製 材 品	404	未 払 金	1,471
原 材 料	6	未 払 費 用	293
仕 掛 品	578	未 払 法 人 税 等	124
貯 蔵 品	5	預 け 金	24
前 払 費 用	50	賞 与 引 当 金	211
繰 延 税 金 資 産	218	役 員 賞 与 引 当 金	34
短 期 貸 付 金	3,629	設 備 支 払 手 形	18
未 収 入 金	476	オ プ シ ョ ン 評 価 勘 定 他	33
そ の 他	193	そ の 他	60
固 定 資 産	42,705	固 定 負 債	8,672
有 形 固 定 資 産	10,038	長 期 借 入 金	3,750
建 築 物	1,520	新 株 予 約 権 付 社 債	4,305
機 械 及 び 装 置	4,455	退 職 給 付 引 当 金	141
車 両 運 搬 具	11	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	202
工 具 器 具 備 品	1,253	退 職 長 期 未 払 金	240
土 地	1,684	繰 延 税 金 負 債	31
建 設 仮 勘 定	1,033	負 債 合 計	22,481
無 形 固 定 資 産	84	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	84	株 主 資 本	34,126
投 資 そ の 他 の 資 産	32,582	資 本 金	3,472
投 資 有 価 証 券	3,036	資 本 剰 余 金	5,435
関 係 会 社 株 式	27,885	資 本 準 備 金	4,160
関 係 会 社 出 資 金	1,382	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,275
従 業 員 長 期 貸 付 金	1	利 益 剰 余 金	29,099
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	880	利 益 準 備 金	868
そ の 他	55	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,231
貸 倒 引 当 金	△ 660	特 別 償 却 積 立 金	7
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	345
		別 途 積 立 金	23,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,879
		自 己 株 式	△ 3,881
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	161
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	161
		純 資 産 合 計	34,288
資 産 合 計	56,770	負 債 及 び 純 資 産 合 計	56,770

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成20年4月1日から）
（平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額
売上高	40,611	
売上原価	35,016	
売上総利益	5,595	
販売費及び一般管理費	4,720	
営業利益	874	
営業外収益		
受取配当金	107	
受取替の差益	2,058	
受取バテの差益	314	
受取その他の差益	81	
営業外費用	6	
営業外費用の計	2,567	
経常利益	220	
特別利益	5	
受社役員有生命の計	226	
特別損失	3,216	
受取債権償還の計		
受取債権償還の計	134	
受取債権償還の計	81	
受取債権償還の計	32	
受取債権償還の計	28	
受取債権償還の計	4	
受取債権償還の計	281	
特別損失		
固定資産の減損	0	
固定資産の減損	138	
固定資産の減損	1,189	
固定資産の減損	900	
固定資産の減損	453	
固定資産の減損	2	
固定資産の減損	1	
固定資産の減損	2,687	
税引前当期純利益	810	
法人税、住民税及び社会保険料調整額	494	
法人税、住民税及び社会保険料調整額	△282	
法人税、住民税及び社会保険料調整額	598	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前事業年度末残高	3,472	4,160	1,275	5,435
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
その他の他				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当事業年度末残高	3,472	4,160	1,275	5,435

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
前事業年度末残高	868	27,921	28,789	△3,880	33,817
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△289	△289		△289
当期純利益		598	598		598
その他の他			-	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-		-
事業年度中の変動額合計	-	309	309	△0	309
当事業年度末残高	868	28,231	29,099	△3,881	34,126

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	929	929	34,746
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△289
当期純利益		-	598
その他の他		-	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△767	△767	△767
事業年度中の変動額合計	△767	△767	△457
当事業年度末残高	161	161	34,288

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
前事業年度末残高	9	1,039	23,000	3,872	27,921
事業年度中の 変動額					
剰余金の配当				△289	△289
特別償却積立金の取崩	△1			1	－
固定資産圧縮 積立金の取崩		△694		694	－
当期純利益				598	598
事業年度中の 変動額合計	△1	△694	－	1,006	309
当事業年度末残高	7	345	23,000	4,879	28,231

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

②たな卸資産

製品・仕掛品(量産品)、部分品及び原材料は、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

その他の製品・仕掛品は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

(ロ)無形固定資産

無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

・貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれ

れに掲げる方法によっております。

一般債権

貸倒実績率による計算額を計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

・役員賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

・退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間（１年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。

・役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計処理の原則又は手続きの変更

- ① 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当事業年度から適用し、棚卸資産の評価基準については、原価法から原価法(収益の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ13百万円減少しております。

- ② 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却費の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(単位：百万円)

1. 担保に供している資産

建 物	1,250
構 築 物	60
機械及び装置	4,025
工具器具備品	532
土 地	432
投資有価証券	1,252
自 己 株 式	706
合 計	8,261

* 担保に供している投資有価証券の内519百万円及び自己株式については、対象債務は全額返済を完了しており、現在質権解除手続き中であります。

担保に係る債務の金額

短 期 借 入 金	500
一年以内返済予定の長期借入金	1,169
長 期 借 入 金	3,671
合 計	5,340

2. 有形固定資産減価償却累計額・・・36,735百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からのリース取引について、債務保証を行っております。

ヨロズオートモーティブテネシー社	196
广州萬宝井汽車部件有限公司	32

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	7,010
関係会社に対する長期金銭債権	880
関係会社に対する短期金銭債務	6,011

(損益計算書に関する注記)

(単位：百万円)

1. 関係会社との取引高

売上高	4,177
仕入高等	31,863
営業取引以外の取引による取引高	2,090

2. 貸倒損失及び貸倒引当金繰入額は、関係会社の債権に係わるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 4,450,780株

(税効果会計に関する注記)

(単位：百万円)

・繰延税金資産	
退職給付引当金及び役員退職慰労引当金	348
賞与引当金	99
未払金・未払費用	84
投資有価証券及びゴルフ会員権評価損	472
関係会社株式評価損	40
土地・電話加入権減損損失	29
貸倒引当金	112
売上確定差額等	31
自己株式	24
その他	22
繰延税金資産小計	1,266
評価性引当金	△732
繰延税金資産合計	533
・繰延税金負債	
特別償却積立金	△5
固定資産圧縮積立金	△236
その他有価証券評価差額金	△104
繰延税金負債合計	△346
繰延税金資産の純額	187

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

(単位：百万円)

流動資産—繰延税金資産	218
固定負債—繰延税金負債	31

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(単位：百万円)

1. 当事業年度末日におけるリース物件の取得価額相当額	273
2. 当事業年度末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	170
3. 当事業年度末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	106

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,016円	42銭
1株当たり当期純利益	35円	22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 ヨロズ

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 英 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 田 原 吉 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 茂 幸

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 ヨロズ

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 英 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 田 原 吉 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 茂 幸

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該方針に添ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月12日

株式会社ヨロズ 監査役会

常勤監査役 宮 原 信 清 ㊞

社外監査役 保 坂 民 男 ㊞

社外監査役 横 山 良 和 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社現行定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成20年6月に代表取締役の異動を実施いたしましたことに伴い、現行定款第24条（代表取締役）及び同第27条（顧問及び相談役）ならびに同第29条（取締役会の招集者及び議長）を変更するものであります。
- (3) 「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」に定める大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを株主総会で決定することができる旨定款に定めるものであります。併せて法改正に伴い、引用法令を変更するものであります。
- (4) 条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> <u>第8条 当会社は株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> 第9条 （条文省略） (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(削除) 第8条 （条数繰上げ、条文は現行どおり） (株主名簿管理人) 第9条 （現行どおり） 2. （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> （基準日） 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. （条文省略） （株式取扱規程） 第12条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第13条～第15条 （条文省略）	3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> （基準日） 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする 2. （現行どおり） （株式取扱規程） 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い<u>及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条～第14条 （条数繰上げ、条文は現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会決議事項) 第16条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる。 (新設) 第17条～第23条 (条文省略) (代表取締役) 第24条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任する。</u> 2. <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u> 3. <u>取締役会の決議により、取締役社長に加えて他の取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u> 第25条～第26条 (条文省略) (顧問及び相談役) 第27条 取締役会は、その決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。 2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。	(株主総会決議事項) 第15条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる 2. <u>当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる</u> 第16条～第22条 (条数繰上げ、条文は現行どおり) (代表取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</u> 第24条～第25条 (条数繰上げ、条文は現行どおり) (顧問及び相談役) 第26条 (現行どおり) 2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役会長及び取締役社長の諮問に応じるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第28条 （条文省略） （取締役会の招集者及び議長） 第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>が招集し議長となる。 2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 第30条～第55条 （条文省略） （新設） （新設） （新設） （新設）	第27条 （条数繰上げ、条文は現行どおり） （取締役会の招集者及び議長） 第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>が招集し議長となる。 2. 取締役<u>会長</u>に<u>欠員または事故</u>があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 第29条～第54条 （条数繰上げ、条文は現行どおり） <u>附則</u> 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

[illegible]

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 株式数
3	別 井 康 夫 (昭和25年4月15日生)	昭和44年3月 当社入社 平成11年1月 当社中津工場長 平成12年12月 当社小山工場長 平成14年6月 当社執行役員技術部長 平成16年3月 ㈱ヨロズ栃木代表取締役社長 当社執行役員開発統括副本部長 平成19年6月 当社取締役、執行役員 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員 (現) (平成20年6月 广州萬宝井汽車部件有限公司 董事長)	株 2,700
4	笠 原 充 (昭和23年7月15日生)	昭和46年4月 日産自動車㈱入社 平成8年7月 同社資材部長 平成12年6月 当社入社、取締役営業部長 平成13年6月 当社執行役員営業部長 平成20年6月 当社取締役、執行役員営業部 長 (現)	5,100
5	加 藤 規 康 (昭和24年3月17日生)	昭和46年4月 日産自動車㈱入社 平成11年4月 同社生産技術本部車体技術部長 平成13年4月 北米日産生産技術担当副社長 平成16年4月 当社入社、執行役員開発・生 産技術本部長兼技術部長 平成20年6月 当社取締役、執行役員経営企 画室長 (現)	4,000
6	太 田 暢 二 (昭和27年1月21日生)	昭和50年3月 当社入社 平成12年6月 ヨロズタイランド社社長 平成14年6月 当社執行役員 平成14年11月 ヨロズエンジニアリングシ ステムズタイランド社社長 平成17年11月 ㈱ヨロズエンジニアリング代 表取締役社長 平成20年6月 当社取締役、執行役員 (現)	7,600
7	ジャック フィリップス (昭和37年8月14日生)	平成9年10月 カルソニック・ヨロズ・コー ポレーション (現ヨロズオー トモーティブテネシー社) 入社 平成20年6月 当社取締役、執行役員 (現) 平成16年3月 ヨロズオートモーティブテネ シー社社長 平成20年6月 ヨロズアメリカ社社長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、本総会終了後の取締役会において執行役員に選任される予定
であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所 有 株 式 数
斎 藤 一 彦 (昭和31年8月23日生)	昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成4年4月 岡田・斎藤法律事務所開設 平成18年4月 関東弁護士会連合会常務理事 東京家庭裁判所調停委員（現）	—

- （注）
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、社外監査役の補欠として選任するものであります。
 3. 斎藤一彦氏を社外監査役の補欠として選任する理由は長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
 4. 斎藤一彦氏が社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、同氏が弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有することなどを総合的に勘案したためであります。

第4号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案が原案通り可決されることを条件に重任することとなる取締役7名のうち報酬体系の違う1名を除く6名ならびに任期中の監査役3名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することと致したいと存じます。なお、その金額及び支払の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任いただきたいと思います。

退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
志 藤 昭 彦	昭和58年6月 当社取締役 昭和63年6月 当社常務取締役 平成3年6月 当社専務取締役 平成4年6月 当社代表取締役専務 平成8年6月 当社代表取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役社長、 平成13年6月 当社代表取締役社長、最高経営責任者 兼最高執行責任者 平成20年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者 (現)
佐 藤 和 己	平成16年6月 当社取締役、執行役員 平成18年6月 当社取締役、常務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者 (現)
別 井 康 夫	平成19年6月 当社取締役、執行役員 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員 (現)
笠 原 充	平成20年6月 当社取締役、執行役員 (現)
加 藤 規 康	平成20年6月 当社取締役、執行役員 (現)
太 田 暢 二	平成20年6月 当社取締役、執行役員 (現)
宮 原 信 清	平成15年6月 当社監査役 (現)
保 坂 民 男	平成6年6月 当社監査役 (現)
横 山 良 和	平成15年6月 当社監査役 (現)

(注) なお、ジャック フィリップスについては本制度とは別の報酬体系としていたため今回の対象から外れています。

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

各事業年度において、全部または一部の取締役に対し、報酬等として以下の内容の新株予約権を割り当てることとし、この新株予約権にかかる報酬等の上限を年額4千万円とし、この上限額を割当日における新株予約権1個あたりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより算出）で除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）をもって、年間の新株予約権割り当て上限個数といたしたく存じます。具体的には、新株予約権の割り当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

本議案は、平成18年6月20日開催の第61回定時株主総会においてご承認を頂いた取締役の報酬額（年額3億円以内）とは別枠として、取締役の報酬等についてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は7名であり、第2号議案が原案通り承認可決された場合、引き続き7名となります。

新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は本総会終結のときをもって役員退職慰労金制度を廃止いたしますが、これに代わるものとして当社の業績と株式価値との連動性をよりいっそう強固なものとし、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社の永続的な業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、長期的視野に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」）における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計額が4千万円以内となる範囲内の個数とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権割当日の翌日から30年以内とします。

（注） 実際に行使できる期間は、下記（6）に記載のとおり、当社の取

締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限定されます。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項等を決議する取締役会において定めます。

(ご参考)

当社は本株主総会終結の時以降、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対して、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払い込み金額として発行する予定であります。

(注)

ブラック・ショールズ・モデルとは、新株予約権の理論価値を評価するために現在一般的に使われている計算モデルであり、株式の時価、権利行使価格、満期日までの残存期間、予想変動率などを使って算定するものです。

第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針承認の件

当社は、平成20年6月17日開催の当社第63回定時株主総会で、本総会終結の時までを有効期限として「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「現方針」といいます。）を決議しております。

当社は現方針について、その後の状況変化等を勘案しつつ、当社の企業価値向上及び株主共同利益の確保・向上の観点から延長するか否かを検討してまいりましたが、平成21年5月12日開催の当社取締役会において、本総会で承認されることを条件として、現方針と実質的に同内容の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしました。ただし、本対応方針の導入から3年が経過しており、一般的にも同様の防衛策の定着が図られてきていること等から、その有効期限について従来1年間であったものを3年間に変更をいたします。

本議案は、株主の皆様にも本対応方針継続のご承認をお願いするものであります。

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買

付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) に対する対応方針であり、株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適正な対応であると考えます。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

I 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応方針の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、

特定の者から大規模買付行為がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。

そして、当社株主の皆様が適切なご判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会から当社株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。そのために、当社取締役会といたしましては、株主の皆様の判断材料として、大規模買付行為に関する必要な情報が大規模買付者から当社取締役会に提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめて開示します。また、必要に応じて大規模買付者と交渉し、または、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社グループは、その長く歴史ある事業活動によって、「サスペンション」のヨロズとして自動車メーカー各社からの信頼を得てきております。その結果、現在では日系自動車メーカー全てとの取引を頂いております。当社の主力事業であります「サスペンション」の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、自動車メーカーのニーズに合致するように、その要請を十分に把握しながら、自動車メーカーとともに開発していかなければならないという特徴があります。したがって、自動車メーカーのニーズに応える製品を作るためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠であるのに加え、自動車メーカーの業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、製品開発に取り組むことが極めて重要となります。したがって、当社の企業価値及び株主共同利益の継続的な維持向上のためには、自動車メーカー各社との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営の取組み、高度な技術力の維持及びそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれたステークホルダーとの永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

以上述べました事業活動に関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。そのため当社は、当社株式の適正な価値を投資家・株主の皆様にご理解いただくよう従来からIR活動に努めてまいりました。しかしながら、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間に適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに当社株式を継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料

であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報の提供と判断のための合理的期間が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を公表いたします。さらに、必要であれば、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその案を検討することが可能となり、より妥当な判断が可能となります。

一方、現時点において、当社の株式の約1/3は信託銀行等の機関投資家や外国法人等により保有されるなど、当社の株式の流動性は更に増大しつつある状況にあります。また平成21年3月末時点において、当社の把握する限り、当社役員及びその関係者によって当社の発行済株式の約14%（自己株式を除く完全議決権株式の約17%）が保有されておりますが、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意志に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の多くは個人株主であり、その各々の事情に基づき今後当社の株式を譲渡その他の処分の可能性は否定できません。また、当社が今後海外で更に新拠点を展開していく上では資金調達が必要であり、その方法としては、金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの資金調達も有力な選択肢の一つとなりますが、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もございます（なお、当社は平成18年9月20日に「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」を50億円発行しております。）。これらの事由に鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が更に増し、今後当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付がなされる可能性が存するということができます。

以上から、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと考え、以下のような大規模買付行為に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものであると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間、及び、その後株主の皆様にご判断いただくための十分な熟慮期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付ルールにおける大規模買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて速やかに情報開示を行います。

(2) 大規模買付情報の提出

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

- ① 大規模買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、

事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

⑤ その他取締役会が合理的に必要と判断する資料

なお、当社取締役会は、大規模買付行為が提案された事実及び大規模買付情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 大規模買付情報の追加提供

当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合、提供された大規模買付情報の検討を開始します。

この場合に、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。かかる場合、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会が追加で必要とする情報及び当該情報が必要となる理由を通知するものとし、大規模買付者には、かかる回答期限までに、上記情報を提供していただきます。

なお、当社取締役会は、下記(4)の評価等を行うにあたり十分な大規模買付情報の提供を受けるため、追加提供を受けるべき情報の有無及び内容について、企業価値及び株主共同利益に適うものとなることを確保するため、外部専門家の助言を受けることがあります。かかる外部専門家とは、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家で、当社から独立した第三者が予定されております（以下においても同様です。）。

(4) 評価期間

上記の結果、当社取締役会が十分な大規模買付情報の提供を受けたと判断した場合、大規模買付情報の内容の取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等（以下、「評価等」といいます。）を行うための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、当該買付等の内容に応じて下記①または②による期間を設定します。大規模買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとします。

なお、当社取締役会は、評価期間が開始したことについて速やかに情報開示を行います。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全ての株式等の買付けの場合には60日間

② その他の大規模買付けの場合には90日間

ただし、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同利益の確保のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で評価期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

(5) 意見開示・代替案提示

評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙記載のとおりとします。

なお、新株予約権の無償割当を選択する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが順守されている場合、大規模買付行為が当社に回復し難い著しい損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが順守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保证することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と検討期間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した具体的な対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

① 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当をすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得の手続きを取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使

にかかる手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式等の交付を受けることができます。

ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないことを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

5. 本対応方針の有効期限、継続及び廃止

本対応方針の有効期間は3年間（平成24年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本対応方針の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年毎の定時株主総会の承認を得ることとします。

また、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

II 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの設定、大規模買付行為が順守されなかった場合の対抗措置、株主・投資家に与える影響等、本対応方針の有効期限、継続及び廃止を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求めこれを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、上記Ⅰ 1.「本対応方針の目的」にて記載したとおり、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

このように本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、上記Ⅰ 3.「大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを順守していない場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

また、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本総会においてお諮りしており、その有効期間は平成24年6月開催予定の当社定時株主総会の終結のときまでと限定されております。その意味で、本対応方針の消長及び内容は、当社株主様の合理的意思に依拠したものとなっております。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、1株の当社普通株式を交付することができる。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

以 上

〈メモ欄〉

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

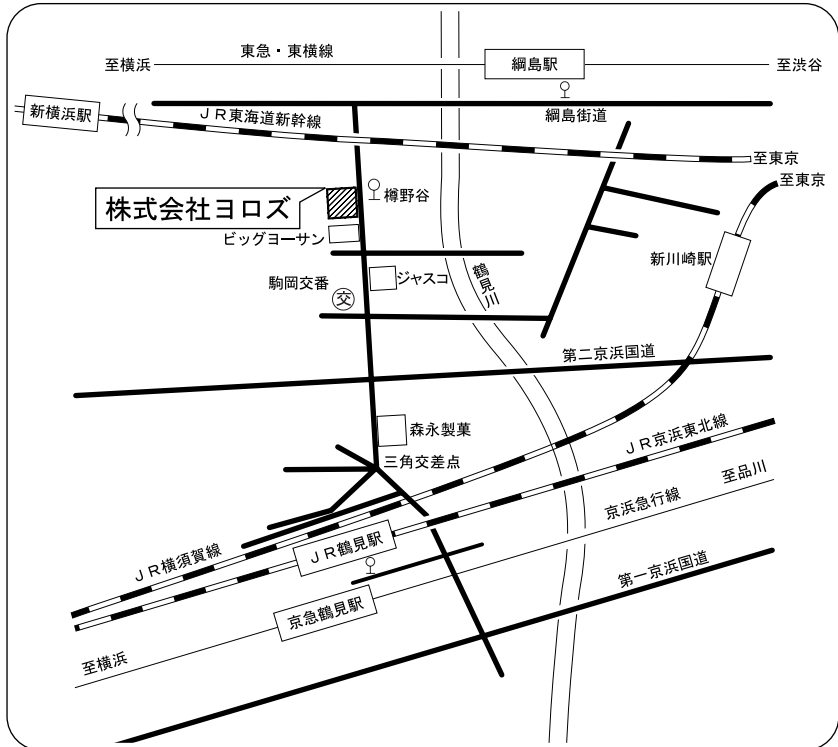
.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市港北区榎町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル6階大ホール



交通機関

- ◆東急・東横線網島駅下車横浜市営バス鶴見駅行
川崎鶴見臨港バス川崎駅行 } にて榎野谷下車1分
(バス所要5分)
- ◆J R・京浜東北線鶴見駅下車 } 横浜市営バス網島駅行にて榎野谷下車1分
京急・京急鶴見駅下車 } (バス所要30分)
- ◆J R・東海道新幹線 新横浜駅下車、タクシー20分
- ◆J R・横須賀線 新川崎駅下車、タクシー15分

(注) 1. 「榎野谷」バス停下車1分です。

手前の停留所は、網島からの場合「榎町中央」、鶴見からの場合「一ノ瀬」です。

2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名を言って下さい。(交通事情の悪い時があります。余裕をもってお出かけ下さい。)